

求人者マイページ未開設の事業主のみなさまへ

＼ハローワークでは、FAXの使用を原則廃止します／

今後の  
求人申込みは

# 「求人者マイページ」 のご利用をお願いします！

厚生労働省愛知労働局・ハローワークでは、DX推進のためFAXによる文書のやりとりを原則廃止いたします。つきましては、求人申込みの受付についても、FAXでのお申し込み受付を原則廃止いたしますので、「求人者マイページ」のご利用をお願いします。



## 求人者マイページって？

パソコンやスマートフォンから、ハローワークインターネットサービス上に事業主専用ページを開設し、オンラインで事業所情報の変更や、求人申込み・内容変更などの各種求人サービスが利用できる事業主向けサービスです。

## どんなことができるの？

以前公開した求人を基に新規求人を作成したり、求職者の情報検索、応募者の管理機能などがあり、求人者マイページにはメリットがたくさんあります♪詳しくはこちらの二次元コードからご確認ください。



ハローワークインターネットサービス  
「求人者マイページでできること」

## どうやって利用するの？

マイページの開設は無料です。インターネット環境とメールアドレスがあれば簡単に利用いただけます。まずは事業所（会社）の共用メールアドレスをご用意ください。※できる限り、個人のアドレスではなく、事業所のアドレスをお願いします。p.2,3で開設方法をご案内します。

開設方法は  
次のページへ



# 「求人者マイページ」開設方法

マイページの開設方法は2種類ありますが、  
ここではすでにハローワークに求人を申し込んだことがある（事業所登録済みの）事業主様におすすめの方法を解説します。

## 1

## メールアドレスの登録

登録完了後②へ進む

ハローワーク一宮でメールアドレスを登録します。  
以下のいずれかの方法で登録を行ってください。

### オススメ！

ハローワーク一宮  
ホームページ内の  
「登録フォーム」  
から登録する



ハローワーク一宮ホームページ内の  
「求人者マイページメールアドレス登録フォーム」にアクセスし、必要事項  
を入力します。



登録フォームへの  
アクセスはこちら

<https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou23/ichinomiyamypage>

ハローワークが確認後、登録完了！  
（お電話等にてご連絡をします）

### 「登録フォーム」 （ハローワーク一宮HP）

ハローワーク一宮 求人者マイページメールアドレス登録フォーム

#### 利用案内

- 令和2年1月6日以降、ハローワークに求人を出したことのある事業所の方は、このフォームからメールアドレスを登録後、ハローワークインターネットサービスでパスワード登録を行うことで求人者マイページが使用できます。
- 令和2年1月6日以降、ハローワークに求人を出したことのない事業所の方は、追加の情報登録が必要となりますので、システム刷新に係る追加項目（EXCEL）（PDF）の提出が必要となります。

#### 注意事項

- このフォームで登録した時点で求人者マイページは使用可能とはなりませんので、ご注意ください。
- 他者によるなりすましを防ぐため、フォームでの登録後に担当の方にお電話させていただきます。
- 事務代理者（社労士など）のメールアドレスでは登録できませんので、事業所が管理するメールアドレスを使用してください。
- 事務代理者が求人者マイページを利用するときは、求人者マイページの開設完了後、マイページ利用規約第4条を確認のうえ、事務代理

「登録用紙」をダ  
ウンロードのうえ、  
ハローワークへ提  
出して登録

求人者マイ  
ページメール  
アドレス登録  
用紙



ハローワークの窓口で  
登録用紙を記入する

登録用紙を郵送する



その場で登録完了！

ハローワークが書  
類確認後、  
登録完了！

（お電話等にて登  
録完了のご連絡を  
します）

「求人者マイページ  
メールアドレス登録  
用紙」は、ハロー  
ワーク一宮のホーム  
ページからダウン  
ロードしてください  
→



メールアドレス（控え）：

メモしよう♪

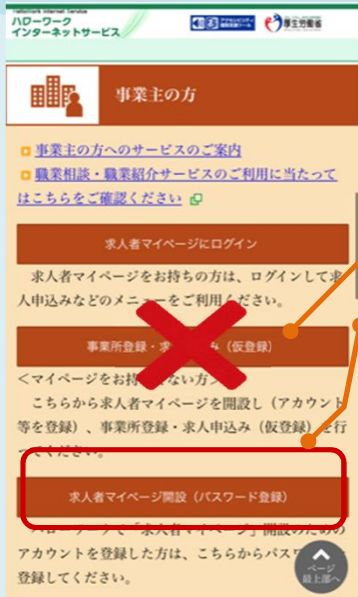


# 2

## パスワードの設定

ハローワークインターネットサービスから、  
オンラインでパスワードを設定します。

ハローワークインターネットサービスにアクセスし  
「事業主の方」の「求人者マイページ開設（パス  
ワード登録）」をクリック

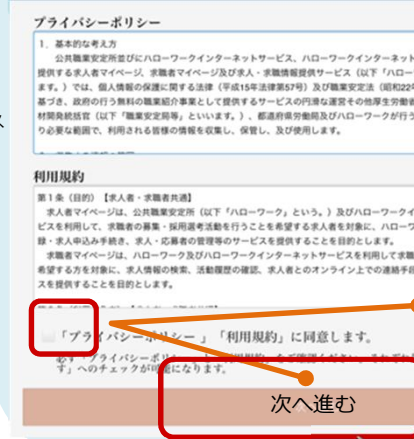


ハローワークインターネットサービス

こちらと間違えないよう注意！

求人者マイページ  
開設（パスワード  
登録）をクリック

「求人者マイページ利用規約確認」の画面に  
なるため、確認後、「次に進む」をクリック



「プライバシーポリ  
シー」と「利用規  
約」をお読みいた  
だき「同意します」  
をチェックし、次へ進  
むをクリック

次へ進む

①で登録したメールアドレスを入力します

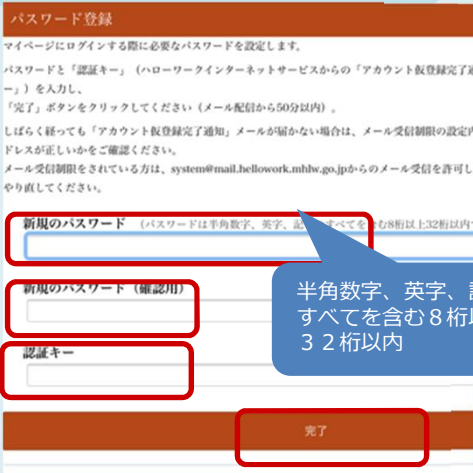
※メールの受信制限をしている場合は、パスワード登録手続きを  
行う前に「system@mail.hellowork.mhlw.go.jp」からの受信  
を許可してください。



①で登録したメールアドレスを  
入力し、「次へ進む」

メール受信から50分以内に  
パスワードと認証キーを入力します

認証キーを受信



半角数字、英字、記号の  
すべてを含む8桁以上  
32桁以内

完了



パスワード（控え）：

メモしよう♪



開設完了！

# 求人者マイページ

## Q&A



### 求人者マイページを開設しましたが、使い方がよくわかりません。

マイページの利用方法を簡単にまとめた資料をハローワーク一宮のホームページにて公開しております。ぜひ一度ご覧ください。また、詳細な「求人者マイページ利用者マニュアル」（ハローワークインターネットサービスに掲載）もございますのでご活用ください。

不明な点がありましたらヘルプデスク（電話：0570-077450）でも操作方法をご案内しております。



### 当社では、求人の申し込み事務を、社会保険労務士にお願いしています。マイページの開設や管理も、社会保険労務士に行ってもらってよいでしょうか？

求人者マイページは、求人申し込み手続き以外にも、応募者管理の機能（応募者情報の閲覧や選考結果の登録、応募者とのメッセージのやりとり等）も有するものであることから、アカウント（メールアドレス及びパスワード）の登録及び管理は**求人者（事業主自身）が行ってください**。

なお、マイページログインアカウントの追加アカウント（求人者が設定したメールアドレス及びパスワード）を設定すれば、契約に基づく事務代理の範囲内で、求人申し込み（転用申し込み、求人変更、事業所情報の変更など）を社会保険労務士の方に行っていただくことができます。

#### 社会保険労務士の方へ

マイページを通じた求人申し込み（仮登録）を行う場合は、仮登録画面の最後にある「ハローワークへの連絡事項」に、社会保険労務士の氏名、電話番号、事務代理による求人申し込みである旨を入力いただきますようお願いいたします



### 設定したパスワードを忘れてしまいました。

求人者マイページのログイン画面の下部に「パスワードをお忘れの方」という項目があるため、クリックして再設定を行ってください。なお、メールアドレスを忘れた場合は、ハローワークへお問い合わせください。



### 以前提出した求人を基に新しく求人を提出したい場合はどうすればよいですか。また、有効期間（紹介期限）が切れる求人を更新したい場合の申し込みはどうすればよいですか。

以前提出した求人情報を基に求人申し込みを行うことを「転用」といいます。転用は、ホーム画面の「新規求人情報を登録」または「無効になった求人をすべて表示」のいずれかから、転用したい求人を選び、「この求人情報を転用して登録」へ進んでいただくことで行えます。

<求人の更新申し込みについて>

●例えば12月に期限が切れる求人を1月から更新するための申し込みをしたい場合、12月中（有効期間内）に申し込む場合は「新規求人情報を登録」から現在有効中（期限前）の当該求人を選び、「転用」します。

（※「有効中の求人をすべて表示」から行える「有効期間延長を申込」ではありません。）

この場合は、申込時、【ハローワークへの連絡事項欄】に「1月からの更新をお願いします」などと、更新である旨記入してください。（充足の可能性があるため、更新申し込みは期限日の1週間程度前からとってください）

●有効期間が切れた後の1月以降に申し込む場合は、「無効になった求人すべて表示」から選んで行うこともできます。

ハローワークインターネットサービス「よくある質問」ページ内の「事業主の方へ」もご覧ください →

